

北海道中山間地域等直接支払推進交付金実施要領

[平成12年4月 3日付け農振第 13号農政部長通知]

[平成16年4月 1日付け農振第116号農政部長通知]

[平成17年7月 1日付け農設第268号農政部長通知]

[平成22年4月20日付け農設第 76号農政部長通知]

[平成24年4月 2日付け農設第454号農政部長通知]

[平成27年7月10日付け農設第196号農政部長通知]

[平成28年4月14日付け農設第 61号農政部長通知]

最終改正 [令和 2年4月28日付け農設第 70号農政部長通知]

第1 趣旨

中山間地域等直接支払交付金（以下「交付金」という。）が道民はもとより広く国民の理解を得て、農業・農村の有する国土の保全、水源のかん養、良好な景観の形成等の多面的機能を確保していくという目的を達成するためには、交付金が効率的に推進されること、道と市町村の緊密な連携の下に行われること、中立的な第三者機関による実行状況の点検、施策の効果の評価等を行い、これに基づき効果的に事業を実施していくこと等が重要である。

交付金に係る推進事業（以下「推進事業」という。）は、このような観点から、交付金の適正かつ円滑な実施の促進に資するものである。

第2 事業の実施主体

推進事業は、市町村及び多面的機能支払交付金実施要綱（平成26年4月1日付け25農振第2254号農林水産事務次官依命通知。以下「多面的交付金実施要綱」という。）別紙4に定める推進組織（以下「道協議会」という。）が実施する。（以下、市町村が実施する推進事業を「市町村推進事業」、道協議会が実施する推進事業を「推進組織推進事業」という。）

第3 事業の内容

推進事業の内容は、以下のとおりとする。

1 市町村推進事業

市町村推進事業は、以下の(1)から(6)までとする。

(1) 促進計画の策定

(2) 推進・指導

ア 説明会の開催

毎年度、対象農用地を有する集落の農業者等を対象に説明会を開催し、当該年度の中山間交付金の実施に必要な事項（農業の有する多面的機能発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号（以下「法」という。））第6条第1項の規定に基づき策定する促進計画の内容等）について、周知徹底を図る。

イ 事業計画作成・変更に関する指導

(ア) 事業計画及び集落協定の作成指導

集落座談会を開催する等により、生産性や収益の向上による所得の増加、担い手の定着等に関する目標等について、促進計画に基づき、法第7条第1項の規定に基づく事業計画（以下「事業計画」という。）及び集落協定の作成、締結が円滑に行われるよう、集落を指導する。

(イ) 事業計画及び個別協定の作成指導

認定農業者、これに準ずる者として市町村長が認定した者、地方公共団体が出資する法人、農業協同組合、生産組織等が行う農業生産活動等について、促進計画に基づき事業計画及び個別協定の作成、締結が円滑に行われるよう、当該認定農業者等を指導する。

ウ 交付手続

農業者等から市町村長に提出された申請書等の審査を行い、適当と判断した場合には、事業計画及び集落協定又は個別協定を認定するとともに、農業者等に対し、交付金の交付額等の通知及び交付金の交付を行う。

エ 活動に関する指導・助言

対象農用地を有する集落の農業者等に対し、適宜指導を行い、事業計画に位置付けられた活動の適切な実施を図る。

(3) 実施状況の確認

ア 交付金の支払の適否を判断するため、毎年度、交付金による活動の実施状況を確認する。

イ 実施状況の確認は北海道中山間地域等直接支払交付金実施要領（平成12年4月1日付け農振第6号農政部長通知（以下「道要領」という。））第6の5のとおり行う。

(4) 支払調書の作成

市町村長は、道要領第10に基づく支払調書（別紙参考様式第11号）を作成する。

(5) 基準検討会の実施

集落の代表者、農業協同組合、土地改良区、農業改良普及センター、市町村等で構成する基準検討会を開催し、対象農用地の基準、集落協定の共通事項、対象者及びその他必要な事項について検討する。

(6) その他交付金の実施に必要な事項

集落協定の広域化計画の策定、第3の1の交付金に係る推進事業の実施に必要な現地指導及び現地調査等とする。

2 推進組織推進事業

推進組織推進事業は、以下の(1)から(3)までとする。

(1) 推進・指導

交付金による取組の推進に向けて、道が必要と認めた場合は、農業者、関係者等に対する助言・指導等を行う。

(2) 確認事務

ア 毎年度、道が必要と認めた場合は、交付金による取組の実施状況について確認を行う。

イ 実施状況の確認は道要領のとおり行う。

(3) その他交付金の実施に必要な事項

第3の1の交付金に係る推進事業の実施に必要な現地指導及び現地調査等とする。

第4 事業の実施手続

1 市町村推進事業

(1) 市町村長は本事業を実施しようとするときは、別紙様式1による中山間地域等直接支払交付金に係る市町村推進事業実施計画を作成し、総合振興局長等に提出する。

(2) 事業の着手

事業の着手は、推進交付金の交付決定通知を受けて行うものとする。ただし、事業の円滑な実施を図る上で、やむを得ない事情により、交付決定前に着手する場合にあっては、市町村長は、あらかじめ、総合振興局長等の適正な指導を受けた上で、その理由を明記した交付決定前着手届を別紙様式3により総合振興局長等に提出するものとする。

2 推進組織推進事業

(1) 道協議会長は本事業を実施しようとするときは、別紙様式2による中山間地域等直接支払交付金に係る推進組織推進事業実施計画を作成し、知事に提出する。

(2) 事業の着手

事業の着手は、推進交付金の交付決定通知を受けて行うものとする。ただし、事業の円滑な実施を図る上で、やむを得ない事情により、交付決定前に着手する場合にあっては、道協議会長は、あらかじめ、知事の適正な指導を受けた上で、その理由を明記した交付決定前着手届を別紙様式4により知事に提出するものとする。

第5 助成措置

道は国から交付を受けた額のうち、毎年度、予算の範囲内において、市町村推進事業及び推進組織推進事業に係る額を市町村長及び道協議会長に対し交付する。

なお、対象経費は、別表のとおりとする。

第6 事業の実績報告

- 1 市町村長は、毎年度、市町村推進事業の実績を実施年度の翌年度の4月10日までに総合振興局長等に別紙様式1により報告する。
- 2 総合振興局長等は、当該報告を取りまとめの上、4月20日までに知事に報告する。
- 3 道協議会長は、毎年度、推進組織推進事業の実績を実施年度の翌年度の4月10日までに知事に別紙様式2により報告する。

第7 その他

- 1 市町村長及び道協議会長は、事業の実施水準の整合性を保ちつつ、これらが効率的に実施されるように配慮するものとする。
- 2 市町村推進事業及び推進組織推進事業の実施に関し必要な事項は、この要領に定めるもののほか、知事が別に定めることとする。

別 表

推進事業に係る対象経費

費 目	細 目	内 容
旅 費	調査等旅費	・事業の推進・指導、確認事務、各種会議及び調査等に要する旅費
	委員等旅費	・会議等において助言等を行う外部専門家への旅費
諸謝金		・活動に対する指導・助言及び手引きの作成等に要する外部専門家等に対する謝礼に必要な経費【推進組織推進事業は除く】
委託費		・市町村及び推進組織が実施する取組の一部を他のものに委託する場合における当該委託に要する経費
事務費	通信運搬費	・事業の通信、郵送等に必要となる経費
	使用料	・各種会議等を開催する場合の会場費 ・調査等に要する事務機器等（パソコン等）のリース料等（保守・点検費を含む） ・自動車の使用料等
	印刷製本費	・各種会議、推進・指導等に必要となる資料等の印刷製本に要する経費
	消耗品費	・短期間又は一度の使用によって消費され、その効力を失う少額な物品の経費、少額な記録媒体、自動車等の燃料費、光熱水費等
	報酬・給与・職員手当	・事業に直接必要となる正規職員の超勤【推進組織推進事業は除く】及び会計年度任用職員の給料等
	共済費	・会計年度任用職員の給与等の賃金に係る社会保険料、児童手当拠出金及び退職金共済掛金
	雑役務費	・交付対象農用地に関するデータ等の収集・整理等
	測量費	・測量費、図面作成等
	その他	・事業に直接必要となるその他の経費

(別紙様式1)

番 号
年 月 日

総合振興局長（振興局長） 様

市 町 村 長 印

中山間地域等直接支払交付金に係る市町村推進事業実施計画書（実績報告書）
について

北海道中山間地域等直接支払推進交付金実施要領(平成12年4月3日付け農振第13号北海道農政部長通知)第4の1(第6の1)の規定に基づき、別紙のとおり提出(報告)する。

(別紙)

年度中山間地域等直接支払交付金に係る

市町村推進事業実施計画書（実績報告書）

1 促進計画の策定（実績）

策定時期	備 考
月	

2 推進・指導等

(1) 説明会等の開催計画（実績）

開催時期	説 明 内 容	備 考
月		

(2) 推進・指導等の計画（実績）

実施時期	内 容	備 考

(3) 審査・通知等の計画（実績）

実施時期	内容・件数等	備 考

(4) 推進に関する手引き等の作成計画（実績）

資料の内容	配付先	作成部数	備 考
		部	

3 実施状況の確認事務（実績）

確認時期	体制・件数等	備 考

4 基準検討会の実施

(1) 構成員

名 称 (設立年月日)	構 成 員		備 考
	氏 名	所属・職名	

(2) 基準検討会の開催計画（実績）

開催時期	検 討 内 容	備 考

5 その他推進事業の実施に必要な事項

(1) 集落協定の広域化計画（実績）

広域化前協定数	広域化後協定数	備 考
協定	協定	

(2) その他推進事業の実施に必要な事項

実施時期	内容・件数等	備 考
月		

6 経費の配分

別表記載のとおり

(別表)

中山間地域等直接支払交付金に係る市町村推進事業の経費の配分

(単位：円)

区分	事業項目	対象経費				市町村推進事業に要する経費(又は要した経費)	負担区分			備考
		旅費	諸謝金	委託費	事務費		道費補助(申請)額	市町村費	その他	
市町村推進事業 (1)+(2)+(3)+(4) +(5)+(6)										
	(1) 促進計画の策定									
	(2) 推進・指導等									
	(3) 実施状況の確認事務									
	(4) 基準検討会の実施									
	(5) 集落協定の広域化計画の策定									
	(6) その他									

備考欄には、消費税仕入控除額を減額した場合は「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合は「含税額」をそれぞれ記入すること。

(別紙様式2)

中山間地域等直接支払交付金に係る推進組織推進事業
(実施計画書(実績報告書))

番 号
年 月 日

北海道知事 様

道協議会長
(氏名)(印)

年度中山間地域等直接支払交付金に係る推進組織推進事業
実施計画書(実績報告書)について
北海道中山間地域等直接支払推進交付金実施要領(平成12年4月3日付け農振第1
3号農政部長通知)第4の2の規定に基づき、次のとおり提出(報告)する。
記

1 推進・指導

実施時期	内容	備考
月		

2 実施状況の確認事務(実績)

実施時期	体制・件数等	備考
月		

3 経費の配分

別表記載のとおり

(別表)

中山間地域等直接支払交付金に係る推進組織推進事業の経費の配分

(単位：円)

区分	対象経費				推進組織推進事業に要する経費 (又は要した経費)	負担区分			備考
	事業項目	旅費	諸謝金	委託費		事務費	道費補助(申請)額	自己負担額	
推進組織推進事業 (1)+(2)+(3)									
(1) 推進・指導等									
(2) 確認事務									
(3) その他推進事業の実施に必要な事項									

備考欄には、消費税仕入控除額を減額した場合は「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合は「含税額」をそれぞれ記入すること。

(別紙様式 3)

番 号
年 月 日

総合振興局長（振興局長） 様

市 町 村 長 印

北海道中山間地域等直接支払推進交付金交付決定前着手届

北海道中山間地域等直接支払推進交付金実施要領（平成 12 年 4 月 3 日付け農振第 13 号農政部長通知）第 4 の 1 （ 2 ）の規定に基づき、北海道中山間地域等直接支払市町村推進事業実施計画に基づく下記事業について、次の条件を了承の上、交付決定前に着手したいので、提出する。

記

1. 交付決定を受けるまでの期間内に、天変地異等の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらのあらゆる損失は、市町村が負担するものとする。
2. 交付決定を受けた交付金が、交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
3. 当該事業については、着手から交付決定を受けるまでの期間内においては、計画変更はないこと。

内 容

事業名	事業費(円)	着手予定年月日	完了予定年月日	理 由
・市 町 村 推進事業				

(別紙様式 4)

番 号
年 月 日

北海道知事 様

道協議会長

(氏 名) 印

北海道中山間地域等直接支払推進交付金交付決定前着手届

北海道中山間地域等直接支払推進交付金実施要領（平成 12 年 4 月 3 日付け農振第 13 号農政部長通知）第 4 の 2（2）の規定に基づき、北海道中山間地域等直接支払推進組織推進事業実施計画に基づく下記事業について、次の条件を了承の上、交付決定前に着手したいので、提出する。

記

1. 交付決定を受けるまでの期間内に、天変地異等の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらのあらゆる損失は、道協議会が負担するものとする。
2. 交付決定を受けた交付金が、交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
3. 当該事業については、着手から交付決定を受けるまでの期間内においては、計画変更はないこと。

内 容

事業名	事業費(円)	着手予定年月日	完了予定年月日	理 由
・ 推進組織 推進事業				